

富士山静岡空港における公共施設等運営権制度導入に係る マーケットサウンディング（民間事業者意見の募集）の実施

静岡県（以下「県」という。）では、富士山静岡空港において、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」等に基づき、公共施設等運営権制度を活用した民間主体の空港運営の実現に向けて検討を進めており、その具体的な事業内容等に反映させることを目的として、民間事業者（法人又は法人のグループ）から意見を募集するマーケットサウンディングを実施します。

本件に関心をお示しいただける場合は、下記により必要書類及び意見等を提出してください。

なお、本マーケットサウンディングにおける参加の有無及び意見等の内容は、公共施設等運営権者選定プロセスには一切無関係であり、本マーケットサウンディングで提案された内容が拘束力を持つことはありません。

記

1 添付書類

- ・富士山静岡空港特定運営事業等基本スキーム案の概要
- ・富士山静岡空港特定運営事業等基本スキーム案（以下「基本スキーム案」という。）
- ・関心表明書（様式1）

2 提出方法等

関心表明書は、必要事項を記載し、押印の上、5の送付先に原本を送付又は持参してください。関心表明書を受理した後、誓約書（様式2）、富士山静岡空港特定運営事業等基本スキーム案に対する意見等（様式3）、破棄義務の遵守に関する報告書（様式4）を電子メールで送付します。

誓約書は、必要事項を記載し、両面印刷したものに押印の上、5の送付先に原本を送付又は持参してください。誓約書を受理した後、関心表明書に記載された担当者あてに貸与資料を送付します。

基本スキーム案に対する意見等は、様式に内容を記載の上、5の送付先に電子メールで送付してください。

破棄義務の遵守に関する報告書は、貸与資料の破棄を行った後、必要事項を記載し、押印の上、5の送付先に原本を送付又は持参してください。

3 貸与資料

貸与資料は、基本スキーム案に対する意見等を提出していただくことを条件に、県が現時点で開示可能な富士山静岡空港特定運営事業等の実施に関する情報を記載した資料を貸与するものです。

貸与資料に含まれる情報の一部は、県又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、県又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるため、その守秘が必要となるとともに、情報提供者からは、提供された情報を公にしないことを条件に任意に情報提供されていることをあらかじめ御了承ください。

<貸与資料>

- ・富士山静岡空港における公共施設等運営権制度導入について
- ・富士山静岡空港 Information Package

4 提出期限

- (1) 関心表明書（様式1）
平成28年6月16日（木）午後5時（原本必着）
- (2) 誓約書（様式2）
平成28年6月23日（木）午後5時（原本必着）
- (3) 富士山静岡空港特定運営事業等基本スキーム案に対する意見等（様式3）
平成28年6月30日（木）午後5時
- (4) 破棄義務の遵守に関する報告書（様式4）
平成29年3月31日（金）午後5時（原本必着）

5 送付先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県文化・観光部空港振興局空港政策課経営企画班
メールアドレス airport-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

6 その他

県は、富士山静岡空港における公共施設等運営権制度導入の検討等に係る業務の一部を委託することとしており、現在、業務委託契約に係る手続を進めています。委託事業者に対しては、本マーケットサウンディングにおいて取得した情報その他必要な情報を提供する予定です。ので、あらかじめ御了承ください。

また、貸与資料に係る情報提供者に対しては、貸与先の商号又は名称を開示しますので、あらかじめ御了承ください。

添付書類及び貸与資料に関する電話等による質問は、原則として受け付けません。